

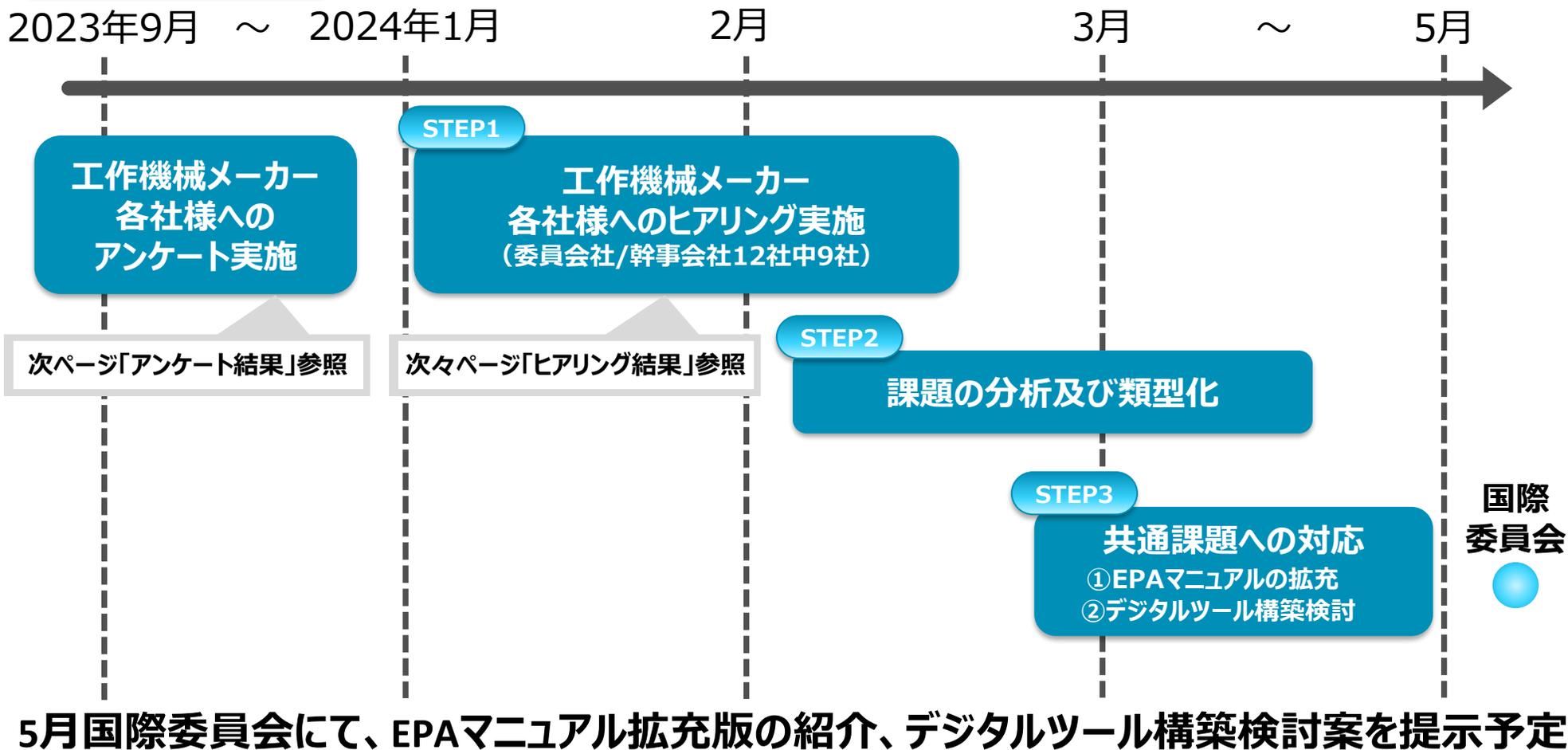
普及・啓発の取組

(一般社団法人 日本工作機械工業会)

成果物を活用した業界の取り組み

- 工作機械業界の「EPAをもっと簡単に」することをプロジェクトゴールとして、アンケート及びヒアリングを実施。現場に寄り添った課題への対応策（来期活動方針）を検討中

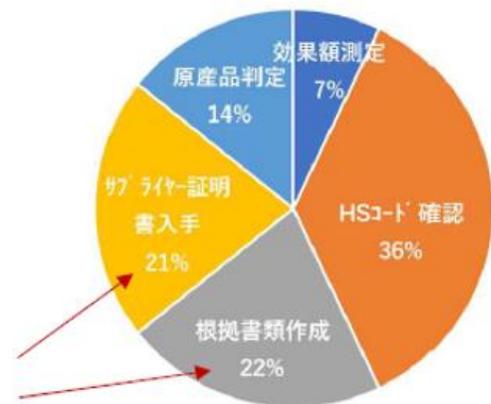
スケジュール



- 2023年9月にアンケートを実施。「現状EPAを活用しているが、ノウハウや事例を活用することで原産資格調査にかかる負担や作業工数を削減（業務効率化）したい」という一定程度のニーズを確認し、更に詳細を把握するため委員会企業への追加ヒアリングを行うこととした。

【Q3】原産資格調査の中で一番困っているポイント

効果額測定	1
HSコード 確認	5
根拠書類作成	3
サプライヤー-証明書入手	3
原産品判定	2



実際は同率 (21.4%)

【Q5】原産資格調査のノウハウや事例の業界標準化の利便性

ある 9
理由

より多くの会社がEPAの恩恵を受けることができる為

原産品判定申請及び承認後の原産地証明書申請まで、迅速な対応に役立つと考えられる為

自己証明の明確な正解が分からない。人によってバラつきが生じる。

現在資格判定に困ってはいないが、標準化したノウハウがあれば参考にしたい

事例が多いと応用が効きやすくなる。事例がないと保守的で過剰なやり方になる。

業界に特化したものがあれば、参考にしやすく、調べる時間を軽減できると思うため。

サプライヤーから一つ一つの部品の証明書やHSコードを入手するのは現実的に困難なため、業界全体で対応する必要があると強く感じる。

原産資格調査ではHSコードの情報が必要となるが、HSコードを特定するのは専門知識がないと困難で、初心者ではHSコード特定が困難であるため。そのため、初心者でもHSコードを簡単に検索し、選定できるようなシステムが必要であると考えられる。工作機械業界全体で協力し合い過去の案件で利用したHSコードを共有することができるようなシステムができれば、原産資格調査にかかる時間を大幅に減らすことが期待される。また、工作機械は構成部品点数も多いため、HSコードを誰でもわかりやすく選定することができるようになれば、EPAを利用することのできる企業も増えることが期待できる。

- 大手企業は自社完結で業務を成立できているが、判定の正確性や効率性について、他社事例の共有や標準モデル確立は関心が高い。結果的に、中小企業へノウハウの共有となればやる意義はあるとのご意見あり。代表的な工作機械の例示（サンプル）を作成し、各社が参考にできるツールができないか、引き続き東京共同と進め方を相談中。

ヒアリング結果

中小

■ 大手企業のヒアリング結果より、サプライヤー証明書の依頼対応やHS分類に困っている状況。

大手

■ 大手企業は**自社完結で業務を成立させ、可能な範囲でEPAを活用できている**（サプライヤー証明書が必要になると仕入先側の対応が難しい）。

■ HS分類や対比表作成などに苦労してきた経緯もあり、**自社の判定の正確性や効率性も確認したいので参考にできる例示（サンプル）があると有難い。**

■ そのノウハウを中小企業も活用してもらえると良い。

企業規模

対応策へのご意見



・全部品の判定に全力で取り組むのではなく、ユニット化したり不足分のみのサプライヤー証明書を取得するといった、判定の効率化ができると思う。

・基本的にはCTCでユニット化して対比表を作成。より工作機械に特化した説明があると良い。



- ・HS LABの絵で探せるのが有難い。
- ・一つの型ややり方を確認できると安心できる。
- ・各社様々な設計や機械があるので全ての網羅やデータ蓄積は難しいが、例示を作り安心材料にしたい。

さらなるEPA活用に向けて（今後の課題）

- 工作機械のEPA対象品目の拡大
- 日英協定を理想とした改善

課題感の共有

近年締結された経済連携協定と工作機械の扱い

	RCEP	日英EPA	日米貿易協定	日EU・EPA	TPP11
発効時期	2022年1月 ※1	2021年1月	2020年1月	2019年2月	2018年12月
日本の貿易総額に占めるシェア※2	48.6%	1.3%	14.7%	10.3%	14.8%
日工会受注外需に占めるシェア※3	44.8%	2.0%	27.1%	11.6%	7.3%
関税撤廃対象工作機械	ほぼ対象外※4	ほぼ全機種	NC研削盤等、一部機種は除外	ほぼ全機種	ほぼ全機種
MCの関税	9.7%のまま※4	2.7% ⇒即時撤廃	4.2% ⇒2年目撤廃	2.7% ⇒即時撤廃	5.0% ⇒即時撤廃 ※5
工作機械の原産地証明	関税変更分類基準でも可	関税変更分類基準でも可	関税変更分類基準でも可	付加価値基準	関税変更分類基準でも可

※1 ミャンマーを除き発効

※2 財務省貿易統計（2020年確報値）

※3 日工会受注外需（2020年）の国・地域別より算出（ミャンマー、ラオス、カンボジア等、「その他」に該当する国は加味していない）

※4 中国のケース（韓国向けも工作機械は、ほぼ関税撤廃の対象外）

※5 ニュージーランドのケース（他国はそもそもベースレートが0%のため、国際委員会調査（2019年）でも76%の会員が「TPPを利用していない」と回答）

【課題】

- ・ RCEP：中国の関税撤廃対象に工作機械の追加、インドの早期参加
- ・ 日米貿易協定：工作機械の対象機種拡大 NC研削盤（4.4%）、歯切り盤（5.8%⇒即時半減にとどまる）
- ・ 日EU・EPA：原産地証明の緩和
- ・ TPP：中国参加による工作機械の関税撤廃

今後の展望

- EPA締結国の拡大においては、既存の広域EPAへのインドの参加、アフリカ等との新規EPA締結があると有難い。

- RCEP協定：工作機械は関税譲許の対象外となっている。
- 日米貿易協定：原産地規則については自由度が高いものの、研削盤が関税譲許の対象になっていない。
- 日EU協定：日本の工作機械は関税譲許の対象となっているものの、工作機械に係る原産地規則は、付加価値基準に基づく計算が不可避であり、どうしても事務手続きが煩雑になるなど、使い勝手が良くない。



- 日英協定：最も使い勝手が良く、自由度の高いEPAであり、他の既存EPA/FTAの改善・再交渉に当たっては、この日英EPAを手本として踏襲されることが望ましい。